

雪寒地帯の振興に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 積雪時の除雪に係る支援制度の推進

- (1) 雪寒地帯における市町村道の除雪費に対し、安定的な財政措置を講じること。
- (2) 建設業者所有の機械やオペレータの減少等に伴い、現状の除雪体制の維持が難しくなっていることから、新規オペレータを育成するための支援策を講じること。
また、国が保有する除雪機械の無償貸与制度を拡充すること。
- (3) 豪雪時における災害救助法の適用対象の充実を図ること。

2. 雪寒指定路線の指定に当たっては、地域の実態に応じて弾力的な運用を図ること。

3. 雪寒指定道路以外の市道消雪施設整備及び除雪経費に対する財政支援を図ること。

4. 冬期間における主要幹線道路の確保のために、普通タイヤ車両の早期通行規制や、積雪地以外のドライバーに対して雪道対策の啓発を行うこと。

5. 平成 23 年度末で期限切れとなる豪雪地帯対策特別措置法第 14 条及び第 15 条の期限延長を図ること。